

平成30年8月

拡大委員総会議事録

松本市農業委員会

1 日 時 平成30年8月17日（金）午後1時39分から午後3時40分

2 場 所 議員協議会室（松本市役所 東庁舎3階）

3 出席委員

(1) 農業委員 26人

1番	青木 秀夫	2番	中條 幸雄
3番	竹島 敏博	4番	百瀬 道雄
5番	中川 敦	6番	金子 文彦
7番	小林 弘也	8番	河西 穂高
9番	丸山 茂実	10番	岩垂 治
11番	窪田 英明	12番	塩原 忠
13番	田中 悦郎	14番	柳澤 元吉
15番	長谷川直史	16番	河野 徹
17番	濱 博	18番	前田 隆之
19番	橋本 実嗣	20番	古沢 明子
21番	波多腰哲郎	22番	三村 晴夫
23番	塩野崎道子	24番	二村 喜子
25番	上條信太郎	26番	堀口 崇

(2) 推進委員 18人

推1番	大月 國晴	推2番	朝倉 啓雄
推3番	大澤 好市	推4番	竹内 益貴
推5番	太田 辰男	推6番	赤羽 武史
推7番	村沢 由夫	推8番	上條 博志
推9番	田中 武彦	推10番	中平 茂
推11番	上條 一利	推12番	堀内 俊男
推13番	上條 信	推14番	丸山 寛実
推15番	波田野裕男	推16番	波場 秀樹
推17番	森田 大樹	推18番	中澤 一海

4 欠席委員

(1) 農業委員 なし
(2) 推進委員 なし

5 議 事

議案第74号 農業委員又は農地利用最適化推進委員を構成員に含む市関連組織の委員等の選出方針について

6 協議事項

(1) 農業委員及び農地利用最適化推進委員の関係と担当区域について
(2) 松本市農業委員会のブロック体制とその活動について

- (3) 農業委員及び農地利用最適化推進委員の公務災害補償制度への加入について
- (4) 弔意見舞金の積立について
- (5) 旅行費用の積立について

7 報告事項

- (1) 平成30年度松本市農業委員会業務計画について
- (2) 平成30年度農業委員会の行事予定について
- (3) 第53回松本農林業まつりの開催について
- (4) 平成30年度農業委員会事務局の職員体制について

8 その他

9	出席職員	農業委員会事務局	局長	山田 賢司
		〃	局長補佐	板花 賢治
		〃	局長補佐	小西 えみ
		〃	担当係長	齋藤 信幸
		〃	主 査	大内 直樹
		〃	主 査	中野 雅年

10 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項の準用により成立

11 会長あいさつ 小林会長

12 委員紹介 農業委員及び推進委員がそれぞれ自己紹介

13 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により小林会長が議長に就任

14 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 1番 青木 秀夫 委員

2番 中條 幸雄 委員

〔書記〕 板花局長補佐 小西局長補佐

15 会議の概要

議 長

これより議事に入ります。

議案第74号 農業委員又は農地利用最適化推進委員を構成員に含む市関連組織の委員等の選出方針について、事務局の説明を求めます。

板花補佐、お願いします。

板花局長補佐

それでは、資料の1ページ、議案74号ということでご説明をいたします。着座にて説明させていただきます。

農業委員又は推進委員を構成員に含む市関連組織の委員等の選出方針についてということでございます。要するに、農業委員とか推進委員というこ

とで、それに付随しまして、市の関連組織のさまざまな委員になることがございます。新体制移行ということで、これらの今後の方針はどうしていくかというふうなところについて、案をまとめましたので、ご説明し、ご承認をいただければというところでございます。

こちらの内容につきましては、旧体制において検討をした結果、こういう形がベストではないかといった形にまとめたものでございます。

まず、上から松本市農業振興地域整備促進等協議会、略しまして農振協議会と言われているもの、それから2行目に松本農業支援センターという組織、それから3行目に松本市農業再生協議会というような組織あります。根拠としましては、それぞれ設置条例であったり、設置要綱であったり、規約といった形のもので規定がされております。あと、担当課、農政課になりますし、これらの協議会なりの委員の構成については、そこに書いてあるとおりでございます。農業委員のうちから任命するようなものがあるということでございます。

続きまして、旧体制での状況というところがございます。こちら、上から3行目までは同じでございます。旧体制では、会長と会長代理と農地部会長、それから農地部会長代理、それから農業振興部会長、それから農業振興部会長代理、この6人の旧役員ですね。旧役員6人がこれらの組織の委員になっていたわけでございます。

一番右の列、新たな委員等選出方針（案）でございます。新体制移行後は、部会制廃止ということで、農地部会なり農業振興部会というようなものがなくなっております。それで、法定の部会はないかわりに、新たに専門委員会というのを2つつくったわけでございまして、農業振興委員会、それから情報・研修委員会という2つの専門委員会を設けましたが、これらの専門委員会の委員長、つまり会長と会長代理を含めて、専門委員会の委員長2人、その4人までが役員会の構成メンバーということで、新体制移行の際、議論をして、結論が出ておりますので、その4人の方をこれらの協議会等の委員に選出していきたいというのがまず1点目のところでございます。

農業再生協議会の関係は、担当課の農政課に規約の改正を求めなければいけない部分もございますので、これも求めていきつつ、このようにということでございます。

それから、上から4行目、一般社団法人松本農業開発センターの関係でございます。こちらは定款に根拠がございます。事務局はハイランド農協ということでございます。この組織自体が、ハイランド農協と松本市農協と市と農業委員会というところでございます。

新たな選出方針、これまでは農業委員全員、これらの会員ということで旧体制ではお願いしたんですが、新体制移行後は、正会員としては、JAあづみ管内の委員を除く農業委員にその登録といいますか、会員のお願いをしていきたいということでございます。

続きまして、5行目のところでございます。松本農林業まつり実行委員会でございます。こちらにつきましては、今までどおり変更はございません。

会長と会長代理ということで、引き続きということでございます。

続きまして、その下、農林業功労者表彰審査会、こちら、表彰規程というところで根拠がございます。やはりこちらにつきましても、農地部会、農業振興部会廃止となっております。新たな方針としては、二役のみ、つまり会長と会長代理のみをお願いしたらどうかということでございます。

確かに農業振興委員会、情報・研修委員会という組織を設けましたけれども、こちら、法律的に根拠のあるものではなくて、あくまでも農業委員会の任意組織として設けた委員会でございます。認定農業者等、忙しい皆さんというところも考えまして、そんなにご負担をおかけできないということもあります。それで二役というふうにしたということでございます。

まつもと農村女性協議会、その下でございます。こちらも規約で規定をされています。こちらも、農業振興部会長、旧体制では入ってございましたけれども、農業振興部会廃止になりましたので、部会長を除外というふうに考えております。

その下、松本市農村女性活動促進推進協議会、虹の橋プランということで、主に3年に一度活発な会議をやっているところでございますが、こちらの考え方、農業振興部会長というものがあつたわけですが、それが廃止になって、今度農業振興委員長、こちら、任意組織の委員長ではございますが、会議の費用弁償等、それなりの報酬もあるという中で、農業振興部会長を農業振興委員長という形に変更して、新たに選出したらどうかということでございます。

下から4行目、松本市人・農地プラン検討会、こちらも設置要綱で規定をされている組織でございます。こちらにつきましても、農業振興部会長と、それから農業振興部会長代理が旧体制での委員になっていたわけですが、新たな考え方として、任意に設けた専門委員会、つまり農業振興委員会の委員長と情報・研修委員会の委員長、このお二方をお願いできないかという案でございます。

あと、下から3行目、松本地域営農リーダー育成塾実行委員会、こちらは今までどおり変更ございません。

下から2行目、有害鳥獣対策協議会でございます。農業委員会から選出された者で構成ということで、今までは農業振興部会の部会長と部会長代理でございました。こちら、両委員長のほうをお願いできないかということでございます。

一番下、最後でございます。松本市農業者年金協議会という組織があります。こちらの組織は、その委員等構成のところに書いてあるとおり、農業者年金の加入者、農業者年金受給資格者及び受給者、それから農業委員、JA役員で組織されていて、理事が29人、監事2人、総代100人という組織でございます。これまでは、旧体制では、役員6人は理事とか会計になっていたということでございますし、農業委員のうちの1人が監事、会計監査の監事を務めていたという状況でございます。それから、その他農業委員全員が総代というふう位置づけられていたわけですが、新たな方針としましては、この理事に会長、会長代理、それから農業振興

委員長をあてたらどうか。それから、会計監事のほうに情報・研修委員長、それから総代としては、その他農業委員22人、また、新たに推進委員さん18人も農業者年金協議会の総代ということでお願いできないかというのがこれまでの検討結果でございます。

以上、新体制になりまして、新たな委員の選出方針の案についてお諮りし、ご承認をいただきたいなというところでございます。よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま事務局から説明がありました。
これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

[質問、意見なし]

議長 　　ないようです。
議案第74号について、農業委員及び推進委員の皆様にお諮りをいたします。
事務局の原案のとおり決定いただける方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 　　ありがとうございます。
全員賛成でありますので、本件は原案のとおり決定をされました。
続きまして、協議事項……、堀口さん。

堀口農業委員 　途中で申しわけありません。中立委員の堀口でございます。
このタイミングで申しわけないんですけども、拡大委員総会の位置づけと性格等について、確認、質問の時間をいただきたいのですが、よろしいでしょうか。

議長 　　研修でそのことを説明しますが、それじゃいけないですかね。この今の条項は、今、第74号の項目についてということで、今、承認をいただいたんですが。

堀口農業委員 　議決権のことで確認をさせていただきたいんですけども、よろしいですか。

議長 　　はい。

堀口農業委員 　申しわけありません。着座にて一問一答方式で進めさせていただきます。
事務局にお尋ねをいたします。
拡大委員総会の位置づけ、性格についてですが、この総会の冒頭、事務局長より、農業委員会等に関する法律の規定を準用して、定足数に満たして

いますというご発言がございましたが、この拡大委員総会は、農業委員会等に関する法律に規定されている総会に位置づけられるものと解釈してよろしいでしょうか。

議 長 　　どうぞ。

板花局長補佐　　農業委員会法に位置づけられる総会ではございません。あくまでも、それを準用した総会ということで、つまり農業委員が議決権を伴うことについて議論する場ではないものですから、あくまでも推進委員さんも含めた協議案件等について決定をしていただく場でありますので、農業委員会というか、そちらの法律に規定するものではないということです。

堀口農業委員　　承知いたしました。

議 長 　　いいですか。

堀口農業委員　　それでは、ここの拡大委員総会での決定事項が農業委員会としての決定事項になるのでしょうか。

議 長 　　補佐。

板花局長補佐　　推進委員さんも含めた農業委員会としての決定事項になります。

議 長 　　いいですか。

堀口農業委員　　はい。

議 長 　　私の挨拶で話したとおりの内容で進めていきたいと思っておりますので、それで了解してもらえますか。お願いします。

堀口農業委員　　承知いたしました。

議 長 　　ただいま全員賛成でありますので、本件は原案のとおり決定されました。続きまして、協議事項に入ります。

まず、協議事項1、農業委員及び農地利用最適化推進委員の関係と担当区域について、事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐　　引き続きまして、着座で失礼いたします。

2ページでございます。

まず、趣旨でございますけれども、会長の冒頭挨拶でも触れていただいたわけでございますけれども、農業委員と推進委員の関係を整理しなければ

いけません。

農地法等に基づく農地の権利移動とか農地転用に関する審査、それから遊休農地に関する措置ですとか農地利用の最適化の推進など、いろいろな業務がありますけれども、その農業委員と推進委員さんの関係と担当区域ということでございます。

2番目、これまでの協議結果ということで、旧体制において検討委員会を設けて議論してきた結果でございますけれども、(1) 農業委員と推進委員との関係でございます。

ア、議決権を有する農業委員のうち、地区推薦委員は、先ほどの会長あいさつのとおりでございますが、毎月定例総会までに、議案等について、関係する推進委員と内容を確認いただいて、意見調整を行って、地区を代表して総会に出席をいただきたいと思います。

イとしましては、推進委員は議決権を有しませんけれども、農地の最適化の推進について、みずから総会に出席して意見を述べることは法律上可能でございますし、総会の求めに応じて出席し、その活動を報告しなければいけないということになっています。総会の求めがあれば出席義務があるということでございます。

あと、農業委員、これ、地区推薦委員の農業委員ですけれども、農業委員さんが欠席する際は、欠席されたその農業委員の依頼を受けて総会に出席するものといたします。

こちら、代理という形の出席になりますが、議決権までは有しないと。ただ、どういうことが議論され、どういうことが決定されたかというふうなところを農業委員さんの代理で見届けていただくというような形になるかと思えます。

ウとして、農業委員と推進委員は、現場調査業務に関して差を設けないと。原則として同じ業務を担当するんだということでございます。

エとしまして、農業委員のうち団体推薦委員と中立委員は、推薦母体と農業委員会の橋渡し役、また中立委員については、非農業者の立場から、業務全体について点検・評価・助言を行うと。また、必要に応じ、居住地区の農業委員としても、地区推薦委員を補完する活動を行っていくということでございます。

(2) 現場調査業務における担当区域の考え方でございます。

アとしまして、推進委員の実担当区域は、居住地区を基本とすると。これ、どういうことかといいますと、例えば旧市、岡田、本郷が担当区域となっている大月委員の場合でございますけれども、実際の担当区域は本郷にすると、本郷を基本にすると、そういう意味でございます。

大月委員が旧市のことが詳しいわけではないということは重々承知で、ただ推進委員の人数を決める際に、0.1とか0.2とかというふうな、本当に推進委員1人置くことまで行かないというような地区もどうしても出てくる中で、旧市、岡田、本郷という枠の中で1人というふうに設定したわけでございますが、ここで言っているのは、実際住んでいる地区の業務を基本に担当していただくということを言っております。

イとしまして、現場調査業務の実施に当たり、農業委員と推進委員は地区内の担当区域が重複しないよう、町会等の単位で区域を分割する等、各委員の担当区域を明らかにして業務に当たるということでございます。

ウとして、農業委員、こちら、団体推薦委員と中立委員ですけれども、市内の業務量が多い地区への応援とか、全市的な調整活動を主とします。また、地区の実情によっては、農業委員、地区推薦委員の農業委員と推進委員と同様に、現場調査業務を行う担当区域を設定と。こちらは、やはりご相談をいただきながらということでございます。

続きまして、3ページ目でございます。

地区内の担当区域の報告についてということで、本日、農業委員の地区推薦の21人の委員さんに、農業委員・推進委員担当区域設定報告書、A4、1枚の資料でございますが、配付をいたしました。地区内の担当区域分けについて、担当する農業委員、推進委員が話し合っていたきまして、8月31日開催の8月定例総会までに報告書をご提出いただきたいということでございます。

担当区域については、農業委員さん複数いる地区、これまでもあったわけでございますが、この農業委員さんはここからここまでの地区を担当、こちらの農業委員さんはここを担当というようなものは、地区内では担当分けはできていたと考えておりますけれども、事務局への報告という明確な対応はとっていなかったわけでございますが、やはり新しい体制になって、事務局もそれぞれの委員さんの担当区域を明確に押さえておきたいと考えております。あいまいにせず、ここからここまでが誰の担当だというようなことを把握させていただいて、現場業務においては農業委員と推進委員は対等の関係ということでございますので、明確にここからここまでが私の担当だというようなものをお願いしたいということでございます。

その他、最後の5番ですが、担当区域、もし不都合が生じましたら、運用によりまして、必要に応じてこれからも見直しを可能としていきたいと思っておりますので、これがもう永久決定ではないもので、やってみて、ちょっと不具合があれば、また考えるということで、柔軟に行きたいと思っております。

その4ページ目のところが農業委員会の調査現場の基礎となる担当区域、基本担当区域表の案ということでお示しをしました。

旧市ですと、農業委員の地区推薦は青木秀夫さん、JA松本市の塩野崎さん、それから居住地区でいくと、堀口さんも中立委員ということで、3人で相談していただいて、どうするのかというふうなことを報告いただきたいということでございますし、やはり梓川地区では5人いらっしゃいます。基本は、地区推薦の農業委員である古沢代理が基本ということで、その報告書も古沢代理にお渡ししております。あと、JAあづみ推薦の二村さん、それから推進委員が3人ということで、計5人いるということでございます。

この団体推薦の委員さんの役回りというのは、担当区域というよりは、例えばハイランドの三村さんでしたら、幅広いエリアがあります。岡田から波田までハイランドの区域でございますし、あづみ農協も、安曇、奈川の

ほうも含めて二村さんということになります。上條信太郎さんに至っては、全土地改良区代表という立場もおありですので、もう市内全域ということになりますし、堀口さんも、中立委員として市内全域という位置づけになります。それを考慮した上で、その地区内の担当区域をどういうふうに割り振るかということでございますので、梓川に戻ったときに、古沢さん、二村さん、波場さん、丸山さん、波田野さんの担当区域については、しっかりご相談いただいて、どうするかというふうなことを決めていただきたいと、こういうことでございますので、よろしく願いいたします。

ということで、8月の定例総会までに担当区域設定報告書を事務局にご提出いただきたいと。5ページがサンプルでございますので、このA4のばらのものを本日、21人の農業委員さんにお渡ししておりますので、ご相談の上、ご提出をお願いします。

以上、協議事項1の説明でございました。よろしく申し上げます。

議長 　　ただいまから質疑を行います。
発言のある方の挙手をお願いいたします。
大澤委員、推進委員さん。

大澤推進委員　　ちょっとお尋ねしますが、2の(1)のイですが、農業委員が欠席する場合は、欠席委員の依頼を受け総会に出席するものというのは、署名出席は認められないということですか。

議長 　　板花補佐。

板花局長補佐　　すみません、署名出席……

大澤推進委員　　委任状。

板花局長補佐　　委任状。委任状というものは存在しないもんですから……

大澤推進委員　　総会でしょう。

板花局長補佐　　はい。

大澤推進委員　　総会については、出席するか、出席しないか、あるいは欠席する人は、自分の意見とか思いというのは、代理人に託すとか、あるいはそういう方を立てるということで、委任状を提出するということがあるんですが、この総会にはそういうものはないんですね。

板花局長補佐　　農業委員会法を読みますけれども、委任状というシステムはないもんですから……

大澤推進委員 それは農業委員会法の何条にある。載ってないんですか。

板花局長補佐 農業委員会法の中では、委任状というものは一切出てきません。

大澤推進委員 出てこないんですか。

板花局長補佐 はい。

大澤推進委員 そうすると、欠席する委員の方の思いというのは、どのようにして酌み上げるんですか。

 私は推進委員なものですから、今、農業委員の方の思いというものに、我々のほうから農業委員にこうこうこういうものがというふうに託したときに、その委員さんが欠席した場合、代理の我々については議決権がないわけですよ。

議 長 局長。

山田局長 農業委員さんが欠席する場合は、その地区の推進委員の方に意見のほうを十分お伝えして、出席して……

大澤推進委員 だから、その委員は議決権がないわけですよ。

山田局長 議決権はないですけども、その農業委員さんのご意見というのは、総会のほうに反映されるというふうに考えておりますが。

大澤推進委員 それは意見を聞くだけということになるんじゃないですか。反映はされな
いですよ。議決を得て、初めて反映されるんですから、ただ意見を聞き
及ぼすだけということになりますね。

議 長 議決の中で、その意見が反映されれば反映されるでしょう、それは。

大澤推進委員 これは難しいことですから、一応今後の課題として考えてもらうというこ
とにしたい。

議 長 わかりました。
ほかにどうですか。
どうぞ、中條委員。

中條農業委員 今のちょっと代理の関係なんですけど、私の場合、岡田で推薦委員1人、本
郷で1人、推薦委員が1人で、計3名なんですけど、岡田の場合は推薦委員
がないということで、岡田と本郷とあわせて、私が例えば欠席するときは、大月さんをお願いするとか、そういう形をとる。

議 長 板花補佐。

板花局長補佐 先ほど、実際の担当区域は居住地区を基本にということで、推進委員さん、お願いするという話をしましたけれども、表向きといいますか、書類的な担当区域は、旧市、岡田、本郷という枠組みの中になりますので、大月さんをお願いできればということでございます。

中條農業委員 わかりました。

議 長 いいですか。

中條農業委員 はい。

議 長 ほかにどうですかね。

[質問、意見なし]

議 長 ないようです。
本件について、ご承認いただける方の挙手をお願いいたします。

[多数挙手]

議 長 賛成多数でありますので、本件は了承されました。
地区推薦の農業委員は、地区内の担当区域について決めていただき、8月31日開催の定例総会までに報告書を提出いただくようお願いいたします。
次に、協議事項2、松本市農業委員会のブロック体制とその活動について、事務局の説明をお願いいたします。
板花補佐。

板花局長補佐 では、引き続きの説明でございます。
6ページでございますが、よろしく申し上げます。
まず、趣旨でございます。
農業委員と推進委員の活動を広域的かつ効果的に展開させるため、まとまりを持った活動を行う組織として設置します市内のブロック体制、その活動について協議をいただきます。
松本市農業委員会の組織ということで、組織図については、また後ほどご説明します。
3番目、これまでの協議結果でございます。
新体制検討委員会というのを立ち上げて、これまで何回も協議をしてきたわけでございます。それで、総会でも承認済みの内容でございます。

(1)、そのブロックの考え方ですけれども、地区の位置関係や農地面積のバランス等から、市内に以下の4ブロックを設けるということで、北東部ブロック、南部ブロック、河西部ブロック、西部ブロックということで4つ設けるということでございます。

(2)各ブロックは関係地区の農業委員、こちら、地区推薦委員はいいんですけれども、団体推薦委員と公募委員、こちらについては居住地区で判断ということでございます。それと、推進委員とで構成と。

また、ブロック長、こちら、農業委員のうち、農業振興委員会に所属する農業委員から選出、副ブロック長は推進委員から選出ということで決定しております。

(3)各ブロックは年度計画に基づき、以下に例示する自主的な活動を行い、「1ブロック一活動」をスローガンに、事務局も協力するというところで、例として、農地相談会とか、遊休農地のモデル事業とか、いろいろな例を示してございます。

4番目、松本市農業委員会ブロック設置要綱(案)についてということで、その要綱(案)を作成しましたので、内容をご確認いただき、ご意見もいただければということでございます。

ブロック長と副ブロック長の選出ということで、本日、ブロックごとにまとまって、ブロック長と副ブロックの選出についてご協議をいただきます。

きょう結論を得ても得なくても、選出者の氏名を遅くとも9月28日、その下に今後の予定ということで記載してございますが、9月拡大委員総会・研修会兼ブロック結成交流会というのをブエナビスタで予定しておりますので、このブロック結成交流会の2日前までに事務局へご報告いただきたいということでございます。

8ページが松本市農業委員会の新体制の組織図でございます。

農業者、農業団体、それから一般市民等からの推薦並びに公募によりまして農業委員と推進委員が任命され、委嘱されます。

会長と会長代理が組織代表としております。

会議体としましては、定例総会、月末の定例総会ですね。法的なものでございます。それから、拡大委員総会、不定期でございます。推進委員も含めて、調整事項があるときに拡大委員総会という形になります。それから、会議体の下に現場活動があります。それぞれ担当地区を設けて、現場活動を行っていただくと。

それから、その下に専門委員会というのが、先ほど出ました農業振興委員会、それから情報・研修委員会という専門委員会を2つ設けております。その専門委員会は農業委員26人で構成をしております、専門委員会には基本的にどちらか1つ所属するということですが、会長と会長代理は重要な役回りということで、両専門委員会に所属という位置づけでございます。

農業振興委員会は、意見書の検討、例えば市長に意見書を出すとか、そういうことが中心となりますし、情報・研修委員会は、農業委員会だよりの編集とか、視察研修などの計画立案とか、そういったことがメインの委員

会でございます。それぞれの委員会に委員長と副委員長を置くということでございます。

これとは全く別の考え方として、地域ブロック体制があって、北東部ブロックから西部ブロックまで4ブロックを設ける。農業委員と推進委員合同のブロックということでございます。こちらは自主活動の展開ということで、ブロックみずから何か目的を設けて、活動を行っていただければという考えでございます。

それで、ブロック長と副ブロック長がいて、ブロック長は農業委員から、農業委員なんですけれども、農業振興委員に所属する農業委員から選ぶ。副ブロック長は推進委員から選ぶということが決定されております。

続きまして、9ページ、10ページがブロック設置要綱の案でございます。

こちらの要綱の決定は、8月28日のブロック結成交流会で要綱を承認していただければと考えております。まだ案の段階でございますが、ご検討いただければと思います。

第1条、第2条、第3条があります。第4条のブロック長、副ブロック長の規定、第5条は会議の規定、第6条は活動ということで、こちら、詳しく説明しますと、第6条の(1)から(10)まであります。これらを参考に「1ブロックー活動」ということで、ブロックが主体的に決定していただければと思います。

例えば、農地相談会、農政学習会、講演会等をブロックで企画していただく、例えば(2)地域農業者、近隣市町村等との課題の共有・集約・解決に関することや、(3)地域農業者等への技術の伝承、農業体験・各種イベント等に関する事、(4)新規就農者、農家の法人化等、担い手の確保・育成に関する事、(5)農畜産物、伝統野菜等の加工・販売、ブランド化等に関する事、(6)遊休農地対策、違反転用農地対策等に関する事、(7)農地の売買、貸し借り、あっせん支援に関する事、(8)農地法等、許認可事業の計画に対する意見に関する事、(9)農業振興施設等の設置に関する事、(10)その他、農業振興等に関する事ということで例示しておりますので、またブロックで相談の上、お願いしたいと思っております。

それから、また7ページへお戻りいただいて、6番、今後の予定ということでございます。

先ほど出ましたとおり、9月28日、この日は9月定例総会の日ですが、定例総会を市役所でやった後、会場を移しまして、ブエナビスタのほうで5時からブロック設置要綱の決定、それからブロック長及び副ブロック長の承認、それから松塩筑安曇農業委員会協議会、事務局は地域振興局の中にあるんですが、こちらの組織の代議員9名も決定していきたいと考えております。

それから、あと協議事項として、ブロック別研修会・懇談会の実施についてということで、その下のほう、10月中下旬にブロック別研修会・懇談会、各ブロックで開催というのがありますけれども、こちらの内容、詳細について協議をしていきたいと思っております。

また、その後研修会、小1時間になりますけれども、長野県農業会議から講師をお願いしまして、活動の成果を上げている農業委員会とか、特色ある取り組みを行っている農業委員会の事例紹介などをいただいて、研修すると。ブロック活動の何かヒントになればということでございます。

その後、交流会ということで、ブエナビスタで交流会を予定しております。

それで、10月中、下旬にブロック別研修会・懇談会ということで、どこでやるかというのは、そのブロックの半ら中心に位置するような地域づくりセンターの会議室等を考えておりますけれども、研修会と懇談会というようなことで予定しております。

以上がブロック体制とその活動についての協議事項の説明でございます。ご協議をお願いしてご意見をいただければと思いますので、よろしく願いします。

議 長

ただいま事務局から、松本市農業委員会ブロック設置要綱、案でございますが、内容やブロック長並びに副ブロック長選出に関する具体的な方法等説明がありました。このことに対しまして質問、意見のある方の挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

それでは、本件についてご承認いただける方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございます。

全員賛成と認めます。

これよりそれぞれの会場に分かれて、ブロック長と副ブロック長の選出についてご相談をいただきたいと思っております。

局長、説明してくれる。

山田局長

北東部ブロックは第2委員会室、この上の4階になります。南部ブロックは第3委員会室、これも上ですね。4階になります。河西部ブロックは、この会場の正面向かって右側、こちらのほう、西部ブロックは、この会場の左側、それぞれお集まりいただき、ご相談願います。

打ち合わせの助言と進捗管理のために、北東部ブロックには大内主査、南部ブロックには小西補佐、河西部ブロックには板花補佐、西部ブロックには齋藤係長がつかますので、わからない点などがあつたら、ご相談してください。

なお、ブロック長や副ブロック長は、あんまりすぐにぱっぱと決まらないかと思いますが、本日結論が出て出なくても、今から10分をお願いしたいと思います。3時にここに帰ってきていただいて、お願いしたいと

思います。

議長 それでは、ブロック長と副ブロック長の選出についてご相談いただくため、
暫時休憩といたします。10分をお願いします。

(休憩)

議長 それでは、ただいまから会議を再開いたします。
打ち合わせの結果、結論を得たブロック、結論まで至らなかったブロック
もあるかと思いますが、ブロック長と副ブロック長の選出結果の報告は、
遅くとも9月26日までということでございますので、よろしくお願いい
たします。

続きまして、協議事項3、農業委員及び農地利用最適化推進委員の公務災
害補償制度への加入について、説明を求めます。

小西補佐。

小西局長補佐 それでは、私のほうから、協議事項3、農業委員及び農地利用最適化推進
委員の公務災害補償制度への加入についてご説明いたします。

資料については11ページになります。

それでは、着座にて失礼いたします。

1、要旨ですが、農業委員等の公務従事中における事故等に対処するた
めの農業委員会等の公務災害補償制度について、加入について説明させてい
ただき、協議していただくものです。

2、公務災害補償制度の概要ですけれども、全国農業会議所を保険契約者、
農業委員会等を被保険者とする団体契約で、被保険者である農業委員等が
公務従事中の事故により、死亡または入院、通院等の場合、保険金が支払
われるものでございます。

保険期間は、毎年10月1日から1年間となっております。

なお、新しい委員さんの8月9日から9月30日までの保険につきましては
は、旧委員さんの保険を引き継いでおりますので、ご了承ください。

保険料及び補償内容につきましては、資料12ページから載せてありま
すが、きょう配付資料のピンク色のパンフレットのほうもお配りしてありま
すので、一度お目通しをお願いいたします。

加入していただく内容につきましては、昨年までと同様で、下の表の網か
けにある部分、B型に加入したいと思っております。保険料は一口年間1,
500円で、補償内容は表のとおりとなっておりますので、ご承知おきく
ださい。

保険料1,500円につきましては、委員さん全員9月の報酬からから差
し引かせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長 ただいまから質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
本件について、ご承認いただける方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することといたします。
続きまして、協議事項4、弔慰見舞金の積立について、事務局の説明をお願いいたします。
小西補佐。

小西局長補佐 それでは、協議事項4、弔慰見舞金の積立についてでございます。
資料は16ページになります。

1、要旨ですが、松本市農業委員会弔慰見舞規定の運用に当たりまして、弔慰見舞金を積み立てることについて協議をお願いするものです。

こちらは、委員さんの関係でご不幸、入院等の際の見舞いについて、弔慰見舞規定（改正案）のとおり運用して、その積み立てを行うものでございます。

積立金につきましては、委員1人当たり1,000円で、集金方法はきょう同意いただけましたら、9月の報酬から引かせていただきます。

なお、必要としないことが一番ではございますけれども、追加徴収が必要となった場合につきましては、その都度お知らせして、徴収をさせていただきますので、お願いいたします。

以上です。

議長 ただいまから質疑に入ります。
発言のある方の挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようであります。
本件について、ご承知いただける方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することといたします。
続きまして、協議事項5、旅行費用の積立について、事務局の説明をお願いいたします。
小西補佐。

小西局長補佐

続きまして、協議事項5、旅行費用の積立について、でございます。

農業委員及び農地利用最適化推進委員の任期中に行う国内外の視察、親睦旅行の費用に充てるために積み立てを行うことについて、協議をお願いいたします。

積立金ですが、農業委員さん、推進委員さんともに毎月1人1万円で、週金方法は、毎月委員の報酬から差し引かせていただきます。本日同意いただければ、9月の報酬から開始して、毎月引かせていただきたいと思います。

過去の経過ですけれども、任期満了を迎えた年にオーストラリア、タイ、沖縄と、過去3回行っております。

また、国内視察ですけれども、3年間で27年度には浜松、愛知のほう、平成28年度は、こちらは小松市、北陸のほう、去年は岐阜県、沼津市のほうへ視察旅行に出かけております。

国内研修につきましては、公費のほうで支払わせていただきますが、費用が少し出た場合に、こちらの積立金からもいただくようになっておりますので、お願いいたします。

以上です。

議 長

ただいまから旅行積立の件につきまして質疑に入ります。

発言のある方の挙手をお願いいたします。

大澤委員。

大澤推進委員

欠席した場合は、この積み立て費用というのはどうなるわけですか。

議 長

小西補佐。

小西局長補佐

こちらで全部一人一人支出簿をつくりますので、任期満了のときに全員精算して、行かれなかった方については、もちろんその分お返しということになりますので、お願いいたします。

議 長

ほかにどうですかね。

[質問、意見なし]

議 長

ないようでありますので、本件につきましてご承認いただける方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございます。

全員賛成ということでありますので、本件は原案のとおり承認することと

いたします。

次に、報告事項、平成30年度松本市農業委員会業務計画について、事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

それでは、19ページ以降でございます。

30年度の業務計画ということで、委員さんの体制も新しくなりましたので、再度また業務計画についてご報告をいたします。

内容につきましては、3月の委員総会で決定した内容でございます。

第1は、基本方針でございます。状況が書いてあります。

第2が業務の展開ということになっております。その業務の展開の1番、組織の活性化と効率的な運用ということで、(1)各種会議開催ということで記載しております。

21ページに行きまして、(2)が研修機会の提供ということで、アとして、本農業委員会の研修会、イとしまして、長野県農業会議等が開催する研修会ということで記載をしております。

(3)委員会体制の充実ということで、農業振興委員会、情報・研修委員会について記載をしております。

(4)ブロック活動の充実ということで、先ほどご協議いただきましたブロックの体制等も計画に位置づけております。

2番目の柱、個別業務の実施ということでございます。

(1)法令業務の適正な執行ということで、法令業務について記載しております。

(2)が農地等の利用の最適化の推進、これが農業委員会の必須業務になってきたということでございます。

アが遊休農地の発生防止・解消に向けた取り組み、イが担い手への農地の集積・集約化に向けた取り組み、ウが新規参入の促進に向けた取り組みということで位置づけております。

23ページ、エですね、上から3行目、農地等利用の最適化に関する指針、こちら、法文を読みますと、速やかに指針策定に努めるものとするというところがありますので、何とか本年度中の策定を目指していきたいと思っております。

(3)農政活動の推進ということで、ア、イ、ウとありますが、イについては、松本市農業施策に関する意見書の提出及び懇談会の開催ということで、1月提出、3月懇談会、市長懇談会の開催という方向で進めたいと思っております。

(4)農業振興活動の推進ということで、ア、イ、ウ、エとあります。ごらんのとおりでございます。

(5)農業者年金加入の推進、(6)情報活動の推進ということで、本年度の業務計画を位置づけておりますので、報告を申し上げます。よろしく申し上げます。

議長 ただいま説明がありました、このことにつきまして質問、意見ありましたら、お願いいたします。
はい。

中川農業委員 里山辺の中川です。
この内容について異論を挟むものではないんですが、ただ、この農業委員会の例えば22ページの農地等の利用の最適化の推進ということで、今ご説明いただいたア、イ、ウですね。これを農業委員会として策定する、これはいいんですが、ちょっとわからないのが、基本的な部分なんですが、農林部、農政課も例えば同じようなことを、業務として同じようなものがあるんじゃないかと思うんですが、農業委員会と農政課の職務の色分けとか、関係とか、その辺がちょっとよくわからないので、ご説明いただけますか。

議長 板花補佐。

板花局長補佐 農政課のほうは、市の行政ということで、施策推進というところで、例えば補助事業とか、そういうところに結びつけまして、農地の最適化が進む、あるいは担い手が参入しやすいような補助施策、補助金行政、そういった金銭的な部分の施策のサポートというところが、施策の推進が主なところでございます。

農業委員なり、推進委員なりということになりますと、こちら、現場業務として最適化活動がもう必須業務として位置づけられているものですから、地区の農業再生協議会とか、農協さんの営農生活課長さんとかと連携しながら、農地の出し手と受け手の調整ですとか、遊休農地が実際どこにあるのかというような地道な現場活動が中心になってくるかと思えます。

ですから、農政課のほうは施策の、施策誘導のほうが主かと思えます。

議長 どうですか、中川委員。

中川農業委員 わかるようでわからない、わからないようでわかる。ちょっと私も不慣れなものですから、まだ追いついて調べていきたいと思えます。またご指導よろしく申し上げます。

議長 ほかにどうですかね。
河野委員。

河野農業委員 すみませんね。20ページの最初の各種会議の開催の中の(1)のアですね。総会前の予備協議(地区ごと)、今までの検討の中で、地区ごとに意見をまとめてというのを、それを予備協議というふうに位置づけということなんでしょうか、それとも改めて正式に予備協議というようなことをやるのかどうか。

それから、本日の会議のいわゆる拡大委員総会、少し今までの総会とは少し趣きが違う部分について、ここに項目として挙げたほうがいいのではないかと思います、その点についてよろしくお願いします。

議 長 板花補佐。

板花局長補佐 総会前の予備協議（地区ごと）というのは、またちょうど研修会で、もう実際 8 月、9 月から即もう議案審議入るもんで、実際どういうふうにするのかというのは、また研修の中でお示しします、よろしくをお願いします。

あと、拡大委員総会の位置づけというものは、産みの苦しみの中で拡大委員総会というものを位置づけておまして、3 月 27 日の段階では、まだそういうのが、まだそういう位置づけができなかったんですが、本日はそのままこれ、出しているもんで、当然拡大委員総会というふうな考え方も含めて、本日は説明したつもりでございますので、よろしくをお願いします。

議 長 どうですか、河野委員。

河野農業委員 はい。

議 長 ほかにどうですか。

[質問、意見なし]

議 長 ないようです。

本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

次に、報告事項 2、平成 30 年度農業委員会の行事予定について、事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐 25 ページ、26 ページをごらんください。

まず、26 ページが主要会議等の日程ということで、今、8 月 17 日ですけれども、来年の 3 月 27 日までの予定、決まっている部分については、そこに書いてあるとおりでございます。お目通しをいただければと思います。出席等予定者というところが右の列にありますので、予定をお願いしたいと思います。

月 1 回、定例総会が毎月月末にあるんですが、基本は農業委員さんですが、推進委員さんも自由参加ということで、参加をしていただければ大変ありがたいと。任意ということでお願いいたします。

その他、研修会とか、いろいろと入っておりますし、特に 11 月 7 日は第 3 回長野県農業委員会大会というのが、ことし、たまたま松本市のキッセ

イ文化ホールで開催されます。県内持ち回りなんですけど、ことしは松本市でございませう。こちら、大会ですので、農業委員さんと推進委員さん、皆さんご出席の予定をお願いしたいと思ひます。県内の農業委員会の農業委員と推進委員が一堂に集まる1,500人規模の大会でございませうので、よろしくお願ひします。

あと、ごらんのとおりでございませう。

続きまして、27ページ、28ページでございませう。

27ページは定例総会の予定でございませう。推進委員さんも含めた拡大委員総会という形で予定しているのが、9月28日、先ほど出ましたブロック結成交流会というような内容で拡大委員総会を予定しております。

それから、1月31日は、恒例の新年会がございませうので、このタイミングで推進委員さんにもお集まりいただく機会を設けて、いろいろと連絡事項等をつないでいきたいと思ひます。

あと、ごらんのとおりでございませう。

28ページは専門委員会の開催日程ということで、お願ひします。

農業委員さんについては、それぞれ専門委員会の所属を8月9日に決めていただいたとおりでございませうが、専門委員会の予定はこのようになっておりますので、ご承知おきをいただければと思ひます。

あと、29、30ページ、当面の日程ということで、細かなものも含めまして、当面、10月末までの予定を示しております。

農林業まつり等、9月8日にありますが、それについては、この後説明をさせていただきます。

ごらんいただければと思ひますので、お願ひします。

以上でございませう。

議長 ただいま説明がありましたが、これに対しまして質問、意見ありましたら、お願ひいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思ひます。

次に、報告事項3、第53回松本農林業まつりの開催について、事務局の説明をお願いいたします。

小西補佐。

小西局長補佐 それでは、資料31ページ、報告事項3、第53回松本農林業まつりの開催について、でございませう。

1、要旨ですが、8月2日に開催されました松本農林業まつり実行委員会におきまして、第53回松本農林業まつりの開催が決定されましたので、その概要及び農業委員会の取り組みについて報告をいたします。

主催ですが、松本農林業まつり実行委員会、会長は松本市農業委員長です。構成団体は記載のとおりとなっております。

3、事業概要ですが、アルプスぶどうオーナー、アルプスりんごオーナー、花卉展と農畜林産物消費宣伝となっております。

あと、11月1日、表彰式典、協賛行事といたしましては、アからオのとおりとなっております。

農業委員会の取り組みとしましては、その9月7日に行われます花卉展示品評会、農畜林産物消費宣伝に参加いたします。

農畜林産物消費宣伝ですけれども、毎年一貫目クイズというものを農業委員会でやっております。こちらですが、かごに一貫目、約3.75キロですけれども、そちらの農産物をお客様に当ててもらおうというゲームとなっております。毎年大勢の方に参加していただいて、大変好評ですので、こどももそちらのほうを行いたいと思っております。

場所は、あがたの森の通路のほうのブースとなっておりますけれども、そちらは、34ページの表のとおり、あがたの森の正面から入っていただきまして、一番奥の南側に農業委員会のブースを設けさせていただきます。

こちらのほうですけれども、農業委員さん、推進委員さんの参加をお願いしたいと思います。一貫目クイズの補助業務ということですが、内容といたしましては、お客様の誘導をしていただいたり、目方をはかっていただいたり、また目方、当たった方については持ち帰りとなりますので、袋に詰めていただいたりという業務になりますので、ご都合をなるべくつけていただきまして、大勢の委員さんの参加をお願いいたします。

33ページのほうへ移りまして、二手に分かれて参加していただくこととなりますけれども、午前8時から午前11時が北東部ブロック、河西部ブロックの委員さんをお願いいたします。午前11時から午後2時が南部ブロック、西部ブロックの委員さんに参加をお願いいたします。また、後半の委員さんにつきましては、お弁当の用意があります。

それで、東山部くだものまつりが毎年同じ時期に開催されますけれども、こちらはことし日がずれまして、1週間後ということで確認しましたので、こちら、またJAのほうから要請が行くと思っておりますので、該当の委員さんについては参加をお願いいたします。

次が一番問題なんですけれども、この一貫目クイズですけれども、こちらのほうでも多少農産物を購入して用意いたしますけれども、農業委員さんがつくっていただいた野菜等の寄附をいただきまして、お客様に提供することになっております。当日で結構ですので、うちでとれたもの、少し提供していただけたらありがたく思いますので、ぜひご協力をお願いいたします。

また、駐車場のほうは、手前の蚕糸公園のグラウンドのほうとなっておりますので、そちらにおとめください。

以上です。

見ありましたら、お願いします。

この農林業まつりにつきまして、農業委員会の皆さんが本当にこの一貫目クイズが評判で、一番盛り上がっているんじゃないかなということをも市長さんからも、議長さんからも言われました。ぜひことしも新体制になったわけではありますが、ご協力をいただきまして、盛り上げてください。

質問ありますか。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
本件につきましては……、河西委員。

河西農業委員 すみません、ちょっと質問なんですけれども、一貫目というのは何キロぐらいですか。持っていく農産物の量がちょっとわからないもんで。

議長 持っていくのは、一貫目以上、何貫ふえても結構ですが、そこで3.75当ててもらおうわけ。

河西農業委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

議長 ほかにどうですか。

大澤推進委員 これね、雑談聞いてください。9月8日でしょう。野菜提供といたら、9月8日のころまでに提供するような野菜というものが、なかなか収穫がもうないんですね。大根にしろ、白菜にしろ、キャベツにしろ、自宅で消費して……

議長 わかりました。大澤さん、果物も、そんなに無理してあれじゃなくていいんで、提供できる方が提出していただければ結構だというふうに思います。どうですか。

大澤推進委員 はい。

議長 ほかにどうですか。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
本件につきましては……、ありますか。青木さん。

青木農業委員 すみませんね。私のほうから、今、昨年までずっと出っていて、皆さんから出していただいているのは、私は松本一本ねぎを持っていっているんです

けれども、ジャガイモとか、カボチャとか、ピーマンとか、ナスとか、キュウリとかとって、結構そんなようなものが、今とれているものが結構出ていましたんで、そんなことで協力していただいたらよろしいかと思いますが。

1つ、あそこのところに私服でずっとおられると、外から来られて、農業委員の方かどうかが全然わからないもんですから、もしできれば帽子くらいとか何か決められて、ちょっとわかるような格好をしたらよろしいんじゃないかという提案です。いかがですか。

議長 今、青木さんからそんな提案がありましたが、どうですかね。帽子をかぶっていただくということで、お願いいたします。
ほかにどうですか、この農林業まつりについて。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、委員の皆様にはぜひ農林業まつりをですね、先ほど言いましたが、盛り上げていただきまして、農産物の提供についてもご協力をいただければと思います。よろしく申し上げます。
次に、報告事項4、平成30年度農業委員会事務局の職員体制について説明をお願いいたします。
小西補佐。

小西局長補佐 それでは、農業委員会事務局の事務分担についてご説明いたします。
資料については、37、38ページになっております。
表の見方ですけれども、業務のところを見ていただいて、上から農業委員会の総括的な庶務的なこと、また下へ行って、生活安定の農業者年金等のこと、38ページのほうについては、担い手、遊休農地、また下のほうには農地法の許可業務等の分担となっております。
主担当が担当者ということですので、それぞれ業務上で質問等ありましたら、その担当者あてにお電話いただければ、お答えできますので、よろしく申し上げます。
また、担当者不在の場合は、副担当者で対応いたしますので、何かございましたら、小さなことでもお電話いただければと思いますので、よろしく申し上げます。

議長 ただいま説明がありましたが、質問、意見ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。

本件につきましては、今、小西補佐の説明したとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

以上で報告事項は終了いたしました。

続きまして、その他に入ります。

事務局から何かありましたら、お願いします。

板花局長補佐

2点ありますけれども、1点目は駐車場の件でございます。

ご案内した通知の中に駐車券が入っていたかと思えます。農業委員さんには、それより前に送っておりますが、12月までの駐車券入れましたので、松本城臨時駐車場のほうに駐車ということで、よろしくお願ひしたいと思います。

総会に出席される場合の駐車場は、松本城臨時駐車場ということで、専門委員会等は、集まる人数がそこまで行かないもので、近くの駐車場、市役所内の駐車場でいいということでございますので、よろしくお願ひします。

2点目は、きょう配付しました30年度新任の農業委員・農地利用最適化推進委員研修会の開催についてということで、左肩1カ所ホチキスどめの資料があります。9月27日水曜日、9月の定例総会の1日前の日で、2日続いて恐縮なんですけど、こちら、長野県農業会議主催の新任研修ということでございます。

新しい委員さん、農業委員さんも推進委員さんも、新たな委員はもちろんですけど、今までの継続の委員さんであっても、再度勉強し直すということは必要でございますので、ぜひご参加をいただければということで、積極的な参加をお願いいたします。

2ページ目に出席報告書ついておりますので、もし本日お出しただければ、一番それがベストでございますが、もし本日お出しただけな場合は、8月31日までということで、推進委員の方は、お近くの農業委員に預けるとか、そういった方法、もしくはファクスとかメール等でも結構なんですけど、事務局までお願ひしたいと思います。

なお、その研修会には、テキストを忘れずにお持ちくださいということでご案内を申し上げます。きょうお手元に配付した3冊の農業委員会制度、農地法、農地関連法制度、こちら、市費で購入して、皆さんに差し上げる資料でございますけれども、かなりいい資料だと思いますので、ご活用いただければと思います。研修会ではこれを使うということですので、忘れずにお持ちください。

以上でございます。

議 長

そのほか、農業委員や推進委員の皆様から何かございましたら、発言をお願いいたします。

二村委員。

二村農業委員

すみません、先ほどの農業委員、農地利用最適化推進委員の地区、担当区域ということで、ちょっとお聞きしたいんですけども、JAあづみ管内

では、旧安曇村、奈川村、梓川村が松本市関係ですが、その他はほとんど安曇野市ということで、ちょっとねじれているところがあるので、そういうところをしっかりと調整できるようにと、前任の委員からお聞きしているんですが、この地区の業務は、どの範囲でやらせていただければいいのか、ここでしっかりとお聞きしたいと思うので、お願いします。

議 長 板花補佐。

板花局長補佐 この地区担当表というのは、現場業務のことを言っていて、例えば農地の最適化で、農地の出し手と受け手の関係で、個別訪問していろいろと意向を調査するとか、ここの地区にはどこに遊休農地が存在するかというような歩いて調査する業務とか、あるいは違反転用がどこにあるのかとか、そういった地域に密着した業務の担当区域のことを言っているものですから、梓川地区は古沢委員が地区推薦の主体となる委員になりますので、古沢委員を核にして、推進委員さんを交えながら、しっかりと議論していただいて、私の担当区域はここだというものを出示していただきたいと思いません。

基本は、団体推薦ですので、あづみ農協という管轄の中で、全体の調整業務を担うかとは思いますが、そうはいつでも、地区に立脚した業務も経験のためにやりたいという思いが強い場合もあろうかと思しますので、そこら辺は地区内で相談していただいて、最低限ここだけは私やりたいというようなものがあれば、それを加えていただければいいと思います。

二村農業委員 はい。

議 長 どうですか。
ほかに委員の皆さんから何かありましたら、お願いします。

朝倉推進委員 すみません、朝配られたこの腕章とかこのバッジで、そういうものはいつ使わなくちゃいけないとか、そこら辺をお聞きしたいですけれども。

議 長 小西補佐。

小西局長補佐 すみません、ご説明ちょっとおくれまして。
帽子については、農地パトロールとか、先ほどから委員のほうからありましたけれども、行事に参加するときに、農業委員さん、推進委員さんであるということが一目でわかるように活用していただければと思います。
パトロールで地区の中をぐるぐるすると思いますので、一目でわかればと思います。腕章も同じような使い道でいいかと思いません。
バッジのほうですけれども、今夏ですので上着は着用しませんが、これから秋、冬、上着着用することになるかと思いますが、その際はつけてきていただければと思います。

朝倉推進委員 2つ。

小西局長補佐 そうですね。丸いほうは松本市の独自のバッジですので、どうしてもというわけじゃないですが、農業委員さん、推進委員さんのバッジのほうは、皆さんつけてきていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 いいですか。

朝倉推進委員 はい。

議 長 ありがとうございます。
ほかにどうですか。

[質問、意見なし]

議 長 ないようです。
以上で本日用意をいたしました案件は全て終了いたしました。
波場委員。

波場推進委員 すみませんね。先月の農地利用最適化の推進委員の会議が1回ありましたよね。その内容と今回のこの27日の内容というのは、なから似たような内容になりますかね。

議 長 板花補佐。

板花局長補佐 全然違う内容ですね。今度の研修は、農地法とか、農振法とか、本当に基礎的な研修ですね。前回の研修は、どちらかというと、優良事例の発表会みたいなものだったと思うんですが、そうじゃなくて、農地法とはどういうものかとか、もっとかたい研修かと思います。

波場推進委員 わかりました。

議 長 ご参加のほどよろしくお願いします。
ほかどうですか。

[質問、意見なし]

議 長 ないようです。
本日用意いたしました案件は全て終了いたしました。
これで議長を退任……、はい。

委員の1人から すみません、ここに名詞があるんだけど……

議長 小西補佐。

小西局長補佐 後でご説明しようと思ったんですけれども、名詞についても、ご希望があれば作成いたします。どうしてもというわけではないんですけれども、業務上必要とあれば、こちらのほうで、印刷代については公費で作成できます。ただ、台紙については、すみません、職員も全部自己負担ですので、400円になりますけれども、台紙代だけいただければ、こちらのほうで公費で印刷いたしますので、きょう、もし決まっていれば、出していただいてもいいですし、また農業委員さんに預けていただいたりとか、出張所経由で送っていただければ、こちらで作成しますので、お願いします。

左側のところに四角くあると思うんですが、今、松本市農業委員会のほうだけチェックは入れてありますので、名詞に入れたい項目のところをチェックしていただきまして、あと氏名や住所等書いていただければ、そのとおりに作成いたしますので、また台紙のほうは見本を置いてありますので、その中から番号を選んでいただいて記入していただければ、その台紙、こちらで購入して、作成いたしますので、お願いいたします。

議長 そんなことをお願いします。
ほかにどうですか。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
本日用意いたしました議案は全て終了いたしました。
これで議長を退任させていただきます。
大変ご協力ありがとうございました。

16 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長 _____

議事録署名人 1 番 _____

議事録署名人 2 番 _____